明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○検疫法施行令の一部を改正する政令（三五四）　二

〔省　令〕

○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令（農林水産五九）　二

〔告　示〕

○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務三五二）　二

○除籍の一部が滅失した件（法務三七〇）　三

○戸籍が滅失した件（同三七一）　三

○日本国に帰化を許可する件（同三七二）　三

○王立感染症センター建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八二）　四

○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（厚生労働三四五）　四

○保安林の指定をする件（農林水産二一七一～二一七六）　五

○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示を廃止する告示（同二一七七）　五

○チルドハンバーグステーキの日本農林規格の一部を改正する件（同二一七八）　五

○チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件（同二一七九）　六

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二八二～二八八）　六

○道路に関する件（東北地方整備局七一～七三）　七

○道路に関する件（四国地方整備局六五）　七

〔人事異動〕

内閣　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（富山労働局最低賃金公示四、山梨同二、島根同六）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

財団関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（厚生労働省）

1　境港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を変更することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。

政令

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十一月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十四号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三境港の項中「四〇〇メートル」を「六〇〇メートル」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○農林水産省令第五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（令和五年農林水産省令第九号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。